

議案第129号

宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁の概要及び公費負担の概要とそれに係る予算について

1 市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁の概要について

(1) 頒布ができる選挙運動用ビラ

候補者1人について、市選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ
4,000枚

(2) ビラの形態等

イ 大きさは長さ29.7cm、幅は21cm(A4版)以内であること。

ロ ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければならない。

ハ 市選挙管理委員会が交付する証紙をビラの表面の見やすい場所に貼付しなければならない。

(3) ビラの頒布方法

ビラの頒布は、次に掲げる方法によらなければならない。

イ 新聞折込みによる頒布

ロ 選挙事務所内における頒布

ハ 個人演説会の会場内における頒布

ニ 街頭演説の場所における頒布

(4) 施行期日

平成31年(2019年)3月1日

(5) 適用区分

前号の施行期日以後に告示される市の議会の議員の選挙について適用する。

2 市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの公費負担の概要とそれに係る予算について

(1) 公費による負担を受けようとする候補者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関する有償契約を締結し、その旨を市選挙管理委員会に届けるものとする。

(2) 市は、候補者が前号の契約に基づきビラの作成業者に支払うべき金額のうち、契約に基づくビラの作成単価(その額が7円51銭を超える場合は7円51銭)にビラの作成枚数(その枚数が4,000枚を超える場合は4,000枚)を乗じて得た金額を、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該ビラの作成業者に支払うものとする。

- (3) したがって、候補者1人当たりの公費による負担額の上限は、ビラの作成単価7円51銭に4,000枚を乗じて得た金額である30,040円となる。
- (4) 予算措置としては、30,040円に想定される候補者数となる。現在、来年度予算の編成作業中であり、確定はしていないが、例えば、候補者数を38人と想定した場合は1,141,520円となる。
- (5) なお、候補者の得票数が公職選挙法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する数（いわゆる「供託物の没収点」。下記参照。）に達しないときは、供託物は市に帰属するとともに、公費負担に関する条例の規定は適用されない。

$$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数 (26)}} \times \frac{1}{10} = \text{法定投票数 (供託物の没収点)}$$